

議会議案第 9 号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 3 月 2 日提出

提出者 鎌倉市議会議会運営委員長
前 川 綾 子

(提案理由)

鎌倉市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項に関する規定について必要な整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第 15 条第 2 項の規定により提出するものである。

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「経営企画部」を「共創計画部、行政経営部」に改め、同条第3号中「市民活動部」を「市民生活部」に改め、同条第4号中「まちづくり景観部、都市調整部、都市整備部及び拠点整備部」を「まちづくり計画部、都市景観部及び都市整備部」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日においてそれぞれの常任委員会に付託されていた事件は、改正後の第4条に規定する事項を所管するそれぞれの常任委員会に付託されたものとみなす。